

西知多医療厚生組合ごみ処理基本構想（素案）に対する
意見の概要及び組合の考え方

番号	意見の概要	組合の考え方
1	<p>【P.1はじめに】</p> <p>設備の耐用年数、大規模改修の時期、費用等を評価した上で、更新時期を考えるべきではないか。</p>	<p>東海市及び知多市のごみ処理施設の統合は、両市の現施設の耐用年数、修繕状況等を踏まえて決定しております。</p>
2	<p>【P.9 第1章ごみ処理の現状と課題】</p> <p>【P.23 第3章減量化及び資源化方策の方向性】</p> <p>1人1日当たりのごみ排出量の推移について、人口によって総排出量が異なるため、総排出量でも比較すべきではないか。</p>	<p>ごみ処理基本構想（素案）では、減量目標を設定するために、人口の増減の影響を受けない1人1日当たりのごみ排出量の推移及び推計を用いて検討しています。</p> <p>1人1日当たりのごみ排出量に人口を乗じた総排出量の推移及び推計については、ごみ処理基本構想の資料編への記載を検討します。</p>
3	<p>【P.32 第3章減量化及び資源化方策の方向性】</p> <p>市民活動として、ごみの排出削減が推進されるような施策に取り組んでいただきたい。</p> <p>例えば、ごみ減量の現状や具体的な取組例を定期的に両市の広報に掲載することなどが挙げられる。</p>	<p>ご意見として、両市及び組合での減量化及び資源化に向けた取組の検討の参考にさせていただきます。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
4	<p>【P. 39 第4章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>処理規模の算出方法について、1人1日当たりの焼却量及び想定人口が不明である。</p> <p>また、調整稼働率の算出方法の詳しい説明が必要である。</p>	<p>処理規模の算出に用いた1人1日当たりの焼却量及び想定人口については、ごみ処理基本構想の資料編への記載を検討します。</p> <p>調整稼働率については、ごみ処理基本構想（素案）では「突然の故障の修理や、やむを得ない一時休止が年間2週間程度あると想定した稼働率」としております。</p>
5	<p>【P. 39 第4章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>処理能力は、両市の現施設を合計した一日当たり290トンは必要なく、今後のごみ減量に向けた取組効果を期待し、一日当たり200トンで妥当である。</p>	<p>ご意見のとおり、ごみ処理基本構想（素案）においては、将来の減量目標を設定し、新しい施設の処理規模を一日当たり200トンと設定しております。</p>
6	<p>【P. 39 第4章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>両市の現施設の処理規模、合計1日当たり290トンから、新しい施設の通常時のごみ処理に必要な処理規模、185トンに縮小することに問題はないのか。</p>	<p>新しい施設の処理規模は、これまでのごみ及び資源の排出量の推移を基に、減量目標を設定した上で、算出しております。通常時のごみ処理に必要な処理規模、1日当たり185トンは、今後、両市と協力し、ごみの減量化及び資源化の取組を進めることを踏まえた適正な規模であると考えております。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
7	<p>【P. 39 第4章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>災害廃棄物の処理に必要と想定される処理規模の1日当たり12トンの算出基礎となっている65,917トンとは何に基づいている数字か。</p>	<p>災害廃棄物の処理に必要な規模の算出に用いている65,917トンとは、平成27年7月2日に公表された愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計）の両市の可燃物の合計量です。</p>
8	<p>【P. 39 第4章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>新しい施設の処理規模1日当たり200トンを超えた場合はどのように対処されるのか。</p>	<p>現在のごみ処理施設では、搬入物をごみピットに一時貯留することで、曜日や時期による搬入量の変動に対応しておりますので、新しい施設についても同様の対応を予定しております。</p>
9	<p>【P. 43 第4章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>処理方式の検討には、現施設でごみ処理を実施している人の改善点等の意見を踏まえて行ってほしい。</p>	<p>処理方式については、今後、ごみ処理施設整備基本計画の中で、維持管理の容易性の観点も含め、総合的な視点で検討します。</p>
10	<p>【P. 43 第4章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>施設を統合することで、現状よりも搬入車両が増加することや一時期に集中することが考えられることから、新しい施設のごみの投入口は、現状を踏まえて増やすことを検討することが必要ではないか。</p>	<p>ごみの投入口等の設備構成については、今後、ごみ処理施設整備基本計画の中で、両市の現在の搬入車両の状況等を踏まえ、交通環境への影響に配慮した配置計画及び動線計画を検討します。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
1 1	<p>【P. 54 第 4 章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>ごみ処理過程で発生する熱エネルギーは、主に発電を実施し、電気として回収することが望ましい。</p> <p>他施設の熱源として利用する場合には、輸送に係る設備の費用面を含めた検討が必要である。</p>	<p>エネルギー利用については、ごみ処理基本構想（素案）の中で「電気」及び「熱、蒸気」での利用におけるメリット、デメリットを示しております。今後は、ごみ処理施設整備基本計画の中で、エネルギー供給拠点としての活用も視野に入れ、エネルギーの利用先やその輸送に係る設備費等を踏まえ、最も有効なエネルギーの利用方法を検討します。</p>
1 2	<p>【P. 54 第 4 章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>新しい施設における発電設備への投資額及び売電収入を説明してほしい。</p>	<p>エネルギーの利用については、今後、ごみ処理施設整備基本計画の中で、エネルギー供給拠点としての活用も視野に入れ、発電設備の概要、売電による効果等を踏まえて検討します。</p>
1 3	<p>【P. 56 第 4 章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>新しい施設を管理運営する体制の方向性について、管理運営を受託した事業者が、常にサービス向上、経費節減、作業改善等に取り組める体制が望ましい。</p>	<p>新しい施設の管理運営体制については、施設建設の事業方式と大きな関わりがあるため、建設と運営を一体的に行う事業方式も含めて、今後、ごみ処理施設整備基本計画の中で検討します。</p>

番号	意見の概要	組合の考え方
1 4	<p>【P. 59 第4章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>新しい施設は、現知多市清掃センター敷地内に建設されるが、現施設の設備の活用はできないのか。</p>	<p>現施設の設備の活用は、新しい施設の建設時にも現施設でのごみ処理を継続する必要があることから、困難であると考えております。</p>
1 5	<p>【P. 59 第4章ごみ処理体制の方向性】</p> <p>新しい施設の建設に伴い、現在の緩衝緑地帯が狭くならないように配慮していただきたい。</p>	<p>新しい施設の建設においては、ごみ処理基本構想（素案）の整備ビジョンにおいて「周辺の自然環境や生活環境に配慮した施設」を目指すこととしておりますので、建設候補地内の緩衝緑地帯の保全が可能な工事計画を検討します。</p>